

令和５年度 第３回小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会  
議事録（要約）

日 時：令和５年12月20日（水） 午後７時～８時45分

場 所：小諸市役所第１・２会議室

出席者：富岡邦昭、大塚禎三、池田伸也、中村秀雄、依田秀幸、清水美幸、  
渡辺昭男、清水清勝、倉内さよ、新宮陽子、中山孝一、栗林まつ江

（順不同、敬称略）

- １ 開 会
- ２ あいさつ  
略
- ３ 協議事項

(1) 小諸市第10期高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の素案について  
（事務局）

全体的には現在の計画をベースに、今後市が取り組むべき課題を検討し、必要な項目を付け加えた内容としている。介護保険料の額については条例で定めることとなるが、この計画の中で示す案に沿って来年３月の市議会定例会に条例の改正案を提出するため、並行して準備を進めていくのでご承知おきいただきたい。

本計画の位置づけは、市の総合計画、地域福祉計画の分野別計画として高齢者福祉及び介護に関する計画となる。長野県で策定する高齢者プランなども踏まえて策定する。

「第Ⅰ章 計画の基本的な方向」

「小諸市の状況」は、図にあるとおり年々高齢化率が増加すると見込んでいる。令和２年までは実数、令和７年以降の値は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の数字を入れてある。年末あたりに社人研がまた新しい予測値を発出する予定とのことなので、最新の値が出たら差し替える予定としている。

令和５年12月１日現在の小諸市の高齢化率は32.99%。これまでの推移を見ると、今後も予測よりはゆっくりと進むのではないかと思われる。いずれにしても、2040年に向けては、65歳以下の生産年齢人口が少なくなり、高齢者が増えるので、高齢化率が高くなることは間違いない状況。

「計画の基本理念」は、前回の運営協議会で計画の骨子案として具体的にお示ししたものと同一。「私がわたしらしく豊かに安心して暮らせる地域を目指す」ことを基本的な理念とし、基本目標を「高齢者の健康づくり・介護予防の推進」と、「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進」、「持続可能な介護保険制度の構築」の3つの目標に沿って10個の施策を展開していく。

（委員）

高齢化率が3割ちょっとということだが、小諸にずっと住んでいる方はそのまま高齢化率の部分の高齢者の中心になっているのか、あるいは転出・転入の方もあるかと思うがその辺の解釈はどう考えているか。

（事務局）

全体的に転出・転入の影響というよりは、絶対的に生産年齢人口が少なくなっていっていき、高齢者の人数がどんどん多くなるということは変わらない状況であると思われる。ここ数年32%の辺りを推移しているが、全体的に言うと、転出・転入の影響もありつつ高齢化は進んでいくというような予測をしている。

（委員）

少子・高齢化は小諸だけの問題ではないが、例えば若い人をどんどん呼び込むことで平均年齢を下げるという考え方もあるだろうし、小諸の場合、佐久方面に比べると特に高齢者の老人ホームが多い。そうすると、市外から老人ホームに入ってきて、住所を小諸に持ってしまう方もいるので、そうすると年齢も上がってしまう。そういうところの分析もしていかないと、単に高齢化というだけではなかなか次の議論に進めないかなと思うので、今後検討していただければと思う。

（事務局）

## 「第Ⅱ章 具体的な政策の展開」

地域の通いの場の開催回数や参加人数がコロナ禍前の状況に至っておらず、引き続き参加を促していく必要がある。また、通いの場を運営する地域の担い手の確保も重要であり、社会参加できる場、組織、機会などの情報を提供する必要がある。

「フレイル」の認知度は約23%だが、健康寿命延伸のためにフレイル予防は不可欠なので引き続き啓発をしていく必要がある。また、生活習慣病の予防も重要であるので、フレイルを視野に入れた幅広い保健指導の検討が必要。

介護保険の関係は、今後も引き続き健康寿命を延ばして、認定を受ける年齢を先延ばしにしていく必要がある。生活習慣病に対して引き続き壮年期から周知・啓発をするのと併せて、身体機能の低下、低栄養、口腔機能の低下、社会・心理面等に対して複合的に支援をしていく必要がある。

「今後の取り組みの方向性」は、ポピュレーションアプローチについては研修会の開催のほか、人材育成、高齢者が活躍できる場の創出についての検討を行っていく。また、フレイル予防や重症化予防についての健康教育、個別の測定等を通して自身の心身の変化に気付けるような機会となるように働きかけていく。

ハイリスクアプローチについては、健診や質問票の結果からフレイル及び重症化リスクのある方に対して個別の訪問指導を行うとともに、基本チェックリストを活用して介護予防サービスへ繋いでいく。身体機能の低下がある方に対しては、リハビリテーション専門職と連携して自立した生活が送れるように支援を行う。

「認知症の施策の推進」では、認知症高齢者の方の数は2025年には65歳以上の5人に1人に達すると言われている。令和5年6月には共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布された。認知症基本法及び新オレンジプラン、認知症施策推進大綱に沿って計画を推進していく。

課題や今後の取り組みとして、認知症に関心のない方にも基本的な知識等が得られるよう継続的に、また受動的に情報が得られるような機会を設けていく必要があると考えている。引き続き認知症サポーター養成講座を積極的に開催するとともに、講師役となるキャラバンメイトと連携し広く啓発していく。

また、要介護認定新規申請理由の第1位は認知症となっているが、認知症の方の介護サービス利用を検討している段階から、認知症状の対応方法について介護者への支援を行う必要があると感じている。本人や家族の声を生かした身近な地域の繋がりの場や、人的資源と、それを必要としている認知症の本人や介護者家族を繋ぐ仕組みづくりをポイントとした、小諸版チームオレンジの基盤整備を進めていく。

(委員)

認知症の取り組みについて2つある。1つは市が独自に実施したアンケート結果の「関心がない」という方の理由が、もしあれば教えていただきたい。2つ目が、チームオレンジというのがどれだけ認知されているのかというのを教えていただきたい。

(事務局)

アンケート結果の「関心のない」理由については、「ちょっと感じてはいるけど、受け入れ難い」というような状況なのかととらえている。

チームオレンジは、国から7年度までには設置するようという努力義務があるが、認知度は低い状況だと思っている。今後チームオレンジという名前を広げていくというよりは、仕組みについて、現在ある資源をもとに、気づいたらそれがチームオレンジだったというような形で、本人の意向に沿った繋がりが作っていけるといいと考えている。

(委員)

今お話があった「関心がない」ということが、これ自体が実は認知症だったりする。認知症の方を見ていると、「私は認知症かもしれない」あるいは「ちょっと忘れっぽくて」っていうことを心配している方はさほど問題にならない。むしろ、「まあいいじゃないそのぐらい」と「なあなあ」になってきている人のほうが認知症の初期と考えられるケースのほうが実際多い。なので、このアンケート自体にそれが含まれているという目で見えていったほうがいいのではないかな。

(委員)

通いの場への支援ということで、健康達人区らぶとか交流事業のところへ歩いて行かれないという高齢者の方が結構いて、民生委員の方やそれから近くの方が車で送り迎えしているというのが現実である。

それから、介護予防活動についての研修会というのは何度もアプローチをさせていただいて、介護予防とか認知症についての理解をもっと深めていく必要があると思っている。

(事務局)

## 「2. 共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進」

「自立した在宅生活の支援」では、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくため、多様な見守りや生活支援・介護予防サービスの整備に向けて地域ニーズや社会資源の把握、様々な機関・団体の支援、協働体制の充実・強化を図ることが必要である。また、個人や世帯が複数の課題を抱えたケースなどに対し、属性を問わない相談支援ができる体制づくりも求められている。

こうした中、課題として、生活支援体制整備事業においては生活ごみについての困りごとが一定数あることが明らかになっている。また、公共交通ということではなく、地域の中でできる移動支援も求められている。

今後の取り組みの方向性は、生活支援コーディネーター及び協議体を中心に様々な人・団体・地域を巻き込み、生活支援体制整備を進めていく。高齢者の生活ごみに関する困りごとについては、実施主体、包括・社協、行政等による支援のネットワークの構築が進みつつあることから、マッチングについても検討を進める。

住まいについては、住み慣れた自宅での生活の継続が基本であるが、高齢者がACPの視点から多様な住まいの検討ができるよう情報提供を行う。また、高齢者の居住支援について情報収集を行いつつ、実情に応じた相談支援に繋げていく。

身寄りのない住民の身元保証では、「役割分担シート、事前指示書」の在宅療養者用の検討を進める。

終活は、㈱鎌倉新書との協定に基づき、市民向けセミナー等の終活支援を引き続き行っていく。

高齢者の高いニーズを踏まえ、地域の中でできる移動支援に取り組んでいく。

庁内外の関係機関との連携により、属性を問わない相談支援体制の検討と支援者の相談対応に関する質の向上を図る。

「社会参加地域づくりの担い手確保の推進」は、現役世代の減少が顕著になる中で、様々な分野において人材不足が深刻な状況となっており、介護分野においては、介護分野で働く専門職を含めた人材確保の取り組みの推進と併せて、元気な高齢者が他の高齢者のための見守り、声かけや生活支援の担い手・支え手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と社会参加の推進を一体的に図ることが望まれる。

課題としては、高齢者が社会参加できる場や組織、機会などの必要な情報を引き続き提供していく必要がある。また、「地域の担い手」については、高齢者が集まりそうな施設等にチラシを配布し、高齢者の持つ特技や経験を広く募集したものの、効果には結びつかなかった。

こうしたことを踏まえ、今後の取り組みの方向性は、高齢者の社会参加、地域づくりの担い手確保が推進され、誰もが「支え手」・「受け手」を越えて、お互い様で活躍できる地域を目指し、取り組みを進めていく。

まず市民へのアプローチは、社会参加できる場、組織、機会など必要な情報を市民に届けるとともに、地域づくりに繋がる介護予防活動のボランティアを引き続き育成していく。

また、生活支援コーディネーターが中心となり高齢者が活躍できる場、必要とされる作業や場面と、高齢者が活躍できる場とのマッチングを進める。

それから、高齢者が社会参加できる場、組織、機会の創出を進めていく。

社会参加や地域づくりへの参画を促進する仕組みづくりということで、制度としてではなく個々のニーズに対するマッチングという観点から、ボランティアとして社会に貢献できる仕組みを研究する。

高齢者福祉センターの活用を図るということで、高齢者の社会参加の場、介護予防・生きがいつくりの拠点として、各種事業に取り組んでいく。

「在宅医療介護連携の推進」では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医師会、歯科医会、薬剤師会や介護事業者等の関係者との協働連携を推進する。

課題については、2040年を見据えた「在宅医療・介護連携推進事業 施策指標マップ」に基づき、内容の充実を図りながら、引き続き課題の解決に向けて事業に取り組む必要がある。

今後の取り組みの方向性は、医療と介護の連携の場面を①日常療養支援②看取り③入退院支援④緊急時の対応⑤住民の意識の5つに設定し、引き続き各事業目標に沿って事業を進めていく。

また、人生会議の普及に繋がるよう、様々な機会において、「もしバナゲーム」の実施やパンフレットの配布とともに、令和5年度から取り組んでいる終活支援と併せて市民へのアプローチを考えていく。

「権利擁護の取り組みの強化」について、（小諸市第二期成年後見制度利用促進基本計画）とあるが、こちらの計画は別建てにせず、高齢者分野については、次期計画においてもこの権利擁護の部分を成年後見制度利用促進計画として位置づける予定である。

課題としては、高齢者虐待解消に向けた対応にあたって、連携が必要となる介護支援専門員や介護事業所との虐待対応の目的の共有、支援を行う際の虐待対応計画とケアプランの連携、役割分担の明確化をさらに進める必要がある。

また、成年後見制度の利用促進ということで、市民の終活への関心の高さや、身寄りのない市民の課題等に応じた将来への備えの一手段として、任意後見制度につ

いて一層の周知が必要である。それから、市長申立てや受任者調整の適切な実施のために地域の関係機関と検討する仕組みを作る必要がある。

今後の取り組みの方向性は、まず、高齢者虐待の相談・通報を受けた際は、法的責任に基づき、市と地域包括支援センターが組織的に協議・対応し、虐待の正しい理解、対応方法の獲得ができるような支援を行っていく。

次に、成年後見制度の利用促進は、成年後見制度利用促進基本計画にのっとり、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築をさらに進めていく。また、第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークを支える本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、意思決定支援や権利侵害からの回復支援を主要な手段とした「権利擁護支援」を位置づけていることから、研修や虐待対応等の様々な機会を通して意思決定支援や権利侵害からの回復支援を行っていく。

「地域で支え合う災害対策」の課題は、災害時等要援護者支援制度の新規登録勧奨を進めるとともに、登録情報の更新作業において実態把握に努め、台帳の精度を高めていくことが必要である。

また、介護事業所等において災害や感染症の発生時に対応できるよう継続的な協議が必要である。

今後の取り組みの方向性としては、引き続き災害時等要援護者支援制度等の新規感情を積極的に行い、「安心して暮らすことができる地域づくり」「地域での支え合いの仕組みづくり」を推進する。

また、防災担当課、保健福祉部局が連携して避難行動要支援者名簿の整備等に取り組むとともに、ハザードマップの区域内の土砂災害のところは、介護度を勘案しながら地区を絞って対象者の個別避難計画の作成を進めていく。

さらに、災害・感染症対策に係る体制整備を引き続き進めていく。災害や感染症発生時に必要な物資の確認を行っていきたいと考えている。

(委員)

地域ケア個別会議の開催回数がもう少し増やせないかなと感じている。地域ケア推進会議等、上の会議で全体の高齢者の方の困りごとについて協議すればいいが、もう少し細やかな対応が必要かと考えている。薬剤師会の薬局数も結構多いので、個別で生活面から対応すればもう少し細やかな対応ができるのかなと思う。

(事務局)

個別ケースに関して様々な関係者にお集まりいただいたの会議というのは実際包括支援センターでも開催はしている。ただ、内服薬の管理とか医療や薬剤師さんとの連携というところで、もう一歩前に進めるかなというところもある。その辺り私たちもしっかり意識しながら取り組んでいくのでまたぜひご協力いただきたい。

(委員)

移動手段について1行だけ書いてあるが、今、地域ケア推進会議で議論をしている内容なので、次期計画の中でもうちょっと重点として取り入れてもらうことが必要ではないか。

(事務局)

書きぶりについては、もう少し肉付けして記載できればと思う。

(委員)

介護度を勘案しながら、地区を絞って対象者の個別避難計画の作成を進めていくと書かれているが、どうやるのか具体的に言っていただきたい。

(事務局)

区の皆様にご協力いただくのは必要だが、まだ具体的な説明を差し上げるところまでは進んでいない。取り組む際にはきちんと説明をしていく。

(委員)

災害時の要援護者支援について、68区ある中で、先進的なこと、かなり遅れていることが明らかになってきている。地域福祉全体で考えても、皆さんがそれぞれの立場で一つになってやっていかななくてはいけないと思う。

(委員)

先進事例を共有したりして底上げしていくのは大事なかなという、そんなところをお願いしたい。

(委員)

コロナ禍を経験して、災害も本当に大事だが、感染症に対して地域でどういうふうに取り組むのかということを重要課題で挙げてもらえればありがたい。

(委員)

感染は施設の中でさえ大変なことなので、地域でと言ったらなおさら大変だろうと思う。情報共有しながら役割を決めていく形で行くのだと思うが、その辺もまた加味して考えていただければと思う。

(事務局)



### 「３．持続可能な介護保険制度の構築」

まず何といても介護人材の確保及び業務の効率化の推進が重要であると考えており、特に介護人材の確保については喫緊の課題であると認識している。

介護事業所では慢性的な人員不足により、必要な介護サービスの提供に苦慮しているが、高齢者宅での生活援助サービスを有償で提供する団体や企業、地域の支え合いの仕組みが少ない現状である。

先ほど感染症の話が出たが、新型コロナウイルス感染症等について感染対策が重要ではあるが、事業所や職員の皆さんの負担が大きく、職員がさらに不足して対応できないということも予測される。

今後の取り組みの方向性では、「介護現場の生産性の向上」と「人材の確保及び活用」とともに業務の改善や効率化を推進し、介護職員の方には介護に専念していただき、非専門職が対応可能な業務における人材活用方法の検討を行いたい。

文書負担軽減の観点から、「電子申請・届出システム」の利用や、県が設置予定のワンストップ窓口とも連携し、介護保険事業者の皆さんに適切に情報提供を行いたい。

地域包括支援センターの総合相談支援機能の充実を図るため、介護予防支援について居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大する。

新たな人材の確保のため、県と協力して介護業界への入職を目指す方の支援を検討する。介護職員の養成施設を卒業しても、介護業界へ入職しない方もいると聞いているので、養成施設及び学生の皆さんを対象とした調査を行い、介護業界への入職に向けての課題解決を目指していきたい。

また、現在介護業界で就労している職員の皆さんには、引き続き就労していただくために離職を防ぐための支援策を検討して長く働き続けることができる体制の実現を目指していきたいと考えている。

「主な事業」の中で、先ほど申し上げた学生の方や養成施設への調査のほか、介護事業所への入職を目指す学生または転職される社会人の皆さんの就職時のミスマッチを防ぐためにも、介護事業所の皆様と連携をさせていただきたい。

「介護保険サービスの質の向上及び適正利用の推進」は、ケアプラン点検において、介護支援専門員の皆さんには、徐々に適正なマネジメントの視点が定着してきているが、アセスメントの内容や情報をケアプランに生かしきれていないという課題がある。さらに、介護支援専門員の皆さんに実施したアンケートでは、訪問介護

事業所の不足があると回答をいただいたところだが、データで特に県・他市と比較すると利用回数や給付月額が高いという状況にある。

「今後の取り組みの方向性」は、質の高い介護保険サービスが提供できるように引き続き制度の周知や情報提供を行い、地域包括支援センターとも協力し、介護支援専門員の皆さんの相談に乗ったり課題の解決を支援していきたいと考えている。事業者の皆様に対しても点検や指導をさせていただき、個々の課題に対する改善策の提案を引き続き行っていきたいと考えている。

ケアプラン点検の実施等について事業者の皆様にはご協力をいただいているが、介護相談員派遣事業の実施についても、今年度よりご協力いただける事業所で再開している。こちらも拡大していきたい。

「総合事業・多様なサービスの推進」は、高齢者の増加により移動支援のニーズが高まっている。

社会との繋がりを維持し、孤立を防ぐことができるように、介護予防・日常生活支援総合事業を含めて社会参加を促す必要がある。また、通いの場への男性の参加率が低いということもあるので、性別を問わず参加しやすい事業の検討も必要と考えている。

また、高齢者実態調査の回答から、要介護者家族の離職が増加傾向であるということが見られた。

「今後の取り組みの方向性」は、サービスB事業やサービスCは引き続き継続して実施していく。

また、生活支援コーディネーター等との意見交換を通し、生活支援体制整備を推進するとともに、移動支援についても検討をしていく。

要介護者家族の離職の増加について、介護支援専門員の方や当事者の方に調査を行い、課題を確認して、今後の対応を検討していきたい。

「主な事業」については、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、要介護者の方たち家族の方で離職されている方の調査を実施をしたいと考えている。

（委員）

人材確保というのが一番大事なところかなと思うが、それぞれの施設の努力だけでは立ち行かないという部分もある。県や市が、学校、養成施設などと連携して、何とかその人材が小諸に帰ってくるような仕組みを作ってもらえたらありがたい。

（事務局）

学生の方の意見等を聞くときなどには皆様にもご意見をお聞きしたい。

(事務局)

### 「第三章 介護保険事業の状況と見込み」

支援や介護を必要とする要支援・要介護認定者数は、令和元年度以降、後期高齢者数の増加傾向などとも連動して徐々に増加しており、今後も同様の傾向が予想される。認定率の上昇をできるだけ抑えるためにも、引き続き介護予防と重症化防止の取り組みが大切となってきた。

「保険給付費と地域支援事業費の状況」は、令和3年度、市内に介護医療院が建設されたこともあり、給付費が増加傾向で推移している。令和4年度には住宅改修費が大幅に増加した。全体的には令和2年度と4年度の対比で4.5%増加している。

「地域支援事業の状況」について、地域支援事業費は、新包括的支援事業費を含む包括的支援・任意事業費が相当増加している。そのほかにも増加している部分があり、令和2年度と令和4年度の対比で14%増加している。

「介護保険事業の見込み」については、国の方針が確定していない部分があるため、「予定」という書き方になっている。

「介護保険制度の主な改正」は、介護報酬改定に向けては、診療報酬との同時改定であることや新型コロナウイルス感染症への対応の経験等を踏まえて議論していく予定であること、また1号保険料負担の見直しについては、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の「引き下げ」が検討中であることが発表されている。

「介護保険サービスの整備状況」については、第9期計画期間中に認知症対応型共同生活介護施設の新設、既存の施設においては、短期入所の床数の一部を長期入所へ、一般病床の床数の一部を介護医療院へ転換することを見込んでいる。また、広域連合が運営する施設について広域的な視点から施設整備の検討を行っている。

「介護（予防）サービスの利用見込み」は、高齢者数の増加及び施設の整備見込みに連動し、訪問介護、訪問看護、認知症対応型共同生活介護、介護医療院のサービス利用が増加する見込みとしている。

「保険給付費及び地域支援事業費の見込み」は、要介護認定者は増加傾向と推計され、第9期計画期間の保険給付費と地域支援事業費を合わせた総額を推計すると約127億5,000万円となり、第8期計画の約123億3,000万円と比較すると3%増加が見込まれている。

「介護保険事業の財源」は、「被保険者の負担率」は現在の状況の負担率となっている。小諸市は65歳以上の高齢者（第1号被保険者）の介護保険料の上昇を緩和するため、第8期計画における介護保険料の剰余金である「介護保険支払準備基金」約6億円のうちから取り崩し、第9期の保険料を抑制するために用いる計画となっている。

保険料は、前回の運営協議会でご承認いただいたとおり、保険料基準月額の「据え置き」という形で、公平な負担をしていただく予定である。

所得段階表は現在の第8期のもので11段階となっているが、国が13段階の区分としようということである。12・13段階を新設するという形と、第1から第3段階の方については低所得者層ということで、保険料率を現在より低くなるように設定しているが、この基準額にかけている数字についても、まだ国で固まっていないため検討する場合はあるが、13段階にすることについてはほぼ決定している。

この13段階になった場合の試算をしたところ、全体で保険料額としては62万1,700円増加するという試算になっている。

所得段階が低い方の乗率は下げて、高い方の乗率を上げるという国の方針に従い作成しているが、保険料基準月額となる第5段階は変わらない。

（事務局）

### 「3. 地域包括支援センター」

「地域包括支援センターの設置について」は、次期計画においても引き続き小諸市の日常生活圏域は1圏域とし、地域包括支援センターは、市が小諸市社会福祉協議会に運営を委託している1か所で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等がその専門知識を生かし、引き続き市との連携を密にしながら地域包括ケアシステムの推進に努めていく。

高齢化社会の進行、複合的な問題を抱える世帯の増加に伴い、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務の重要性がますます高まっている一方、センターの負担も増大していることから、センターの負担軽減と総合相談支援機能の充実を図るため、介護予防支援について居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大する。

（委員）

地域包括支援センターの負担軽減で、介護予防支援について居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大するというのは具体的にはどのようなことか。

(事務局)

最初から居宅介護支援事業所で要支援者に対するプランの作成ができるように指定を取るというような方向性は出ているが詳細が詰まっていない。地域包括支援センターの負担軽減も併せて考えていかなければいけない問題なので、市としてもその方向で考えていくことにしている。

(委員)

包括の負担軽減になると思うが、居宅のほうも様々な問題の家族を抱えたりしていて、ケアマネジャーのなり手もないような状況である。包括にも相談できるが職員の入れ替わりもあるので、ぜひその辺も一緒に育っていけるような形でお願いしたい。

(委員)

基金はこの先増えていくものなのか、この6億が減っていくものなのか。

(事務局)

基金は今後の介護給付費の状況等によっても変わっていく。もちろん積み上がっていれば保険料の抑制に使うべきで、今回はそのようにしているが、今後基金がどうなるか、給付費がどうなるかについては介護予防にもかかっているので、そちらも力を入れていきたい。

(委員)

人材不足の問題は、事業所も、日本全国どこでもそうだと思うが、きっちり人材確保して初めてサービスが行き届くんだろと思うている。人材確保について本当に真剣に取り組んでいかななくてはならない。

(委員)

本当に難しい話で、今は景気が多少いいということで人材が介護から離れてしまっているというのもあるだろうし、小学校、中学校の頃から介護の必要性を教育してもらいたいなんていう話も過去にあった。外国人材というような話もあるが、実際のところ難しい部分もあったり、できるところとできないところというのがある。市からもいわゆる元気高齢者の皆さんに、専門分野の周辺の業務を担ってもらって、軽減できないかという話になってきているが、若い人がそういう人材として確保していけないという問題は頭の痛い話である。

(事務局)

若い人が入ってこない、入職者がいないという話も、しているだけではダメなので、どうして入職しないのかという調査をしたいと考えている。介護人材の確保は本当に重要なので、いろいろな方向からアプローチして課題を把握し、どう解決していくかを考えていきたい。

(事務局)

#### 第Ⅳ章

基本目標 1 では、介護保険の新規申請年齢はできるだけ先延ばしにできること、フレイルという言葉の意味がわかっている高齢者が増えること、認知症サポーター養成講座の受講者が増えることを目標にしている。

基本目標 2 では社会参加意向、重度要介護者となっても在宅生活が送れること、介護保険以外の地域の支援の資源が利用できていること、アドバンスケアプランニング（人生会議）の経験者が増えることを目標にしている。

基本目標 3 では、介護保険サービスや制度の満足度に加え、介護者が介護を理由に離職や退職をした方を減らすことを目標にしている。

(委員)

「フレイル」とあるが、最近カタカナ語が多くてなかなか浸透しないと思っている。もっと日本語でわかりやすく説明いただけたらいいと思う。

(事務局)

直訳すると「虚弱」というような意味合いとなる。言葉だけが先走るのではなく、内容を具体的にお伝えしていくことで理解を進めていきたい。

#### (2) 今後のスケジュールについて

(事務局)

来年の 1 月 11 日から 2 月 9 日までパブリックコメントを実施する予定である。

公開場所が市のホームページ、高齢福祉課の窓口で、対象は市内在住又は通勤・通学する方、市内に事務所・事業所等を有する個人又は法人としている。方法は郵送、メール、ファクス、持参ということで、広報こもろ 1 月号、市のホームページにも掲載を予定している。

#### 4 その他

略

#### 5 閉 会